

# 新版民法(1)

總則

編集  
遠藤 浩  
川井 健  
原島 重義  
広中 俊雄  
水本 浩一  
山本 進

有斐閣双書

---

# 新 版 民 法 (1)

〔総 則〕

---

編 集 遠 藤 浩  
川 井 健  
原 島 義  
広 中 雄  
水 本 浩  
山 本 進 一



＊入門・基礎知識編＊

有斐閣双書

---



有斐閣双書

新版 民法(1) 総 則

定価 1,300 円

昭和 44 年 4 月 30 日 初 版 第 1 刷発行

昭和 56 年 3 月 15 日 新版初版第 1 刷発行

昭和 57 年 3 月 10 日 新版初版第 5 刷発行

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
|     | 遠 藤 浩   | 川 井 健   |
| 編 者 | 原 島 重 義 | 広 中 俊 雄 |
|     | 水 本 浩   | 山 本 進 一 |

|       |   |    |    |    |
|-------|---|----|----|----|
| 発 行 者 | え | ぐさ | ただ | あつ |
|       | 江 | 草  | 忠  | 允  |

東京都千代田区神田神保町 2~17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電 話 東 京 (264) 1311 (大代表)

郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番

本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前

京都支店 [606] 左京区田中門前町 44

印刷・株式会社精興社 製本・明泉堂製本

© 1981, 遠藤 浩・川井 健・原島重義 Printed in Japan  
広中俊雄・水本 浩・山本進一

落丁・乱丁本はお取替いたします。

ISBN4-641-05621-8

## はしがき

われわれは、一九六九年から一九七〇年にかけて世におくった『民法』（七巻。一九七一年に二巻を追加して全九巻）の「まえがき」のなかで、次のように述べた。「われわれのねらいは、ひとくちにいえば、民法の基礎的知識を具体的なものを通してしっかりと身につけさせ、応用能力を培う、ということである。そこで、われわれは、この本を編集するについて次のような方針をとった。第一に、民法の諸制度が、現実の社会生活関係・取引関係においてどのように機能しているかを、判例・設例を通して理解させることにつとめる。民法の諸制度あるいは諸概念を立体的に理解させようというわけである。第二に、学説が分かれ、あるいは、判例と学説とが対立している事項については、問題の所在を指摘し、実際にどのような差異をもたらすかなどを明らかにしてゆく。第三に、分冊方式として、それぞれ、右の目的を達するのに適当な分量に止め、教師の側の多様な講義体系に適応するようにする。しかも、他の教科書と併用しつつある部分をかなり詳しく講義しようとする要望にも

こたえられるものにする。われわれは、右のような方針を確立するとともに、何回かの検討会をもって、項目の体系、各巻相互の関連、採録すべき判例等について討論し、それを決定していった。そして、つぎつぎに刊行したいということと、多くの気鋭の学者の潑刺たる筆致によって清新の気をみなぎらせたいということから、大勢の学者に協力をお願いすることになった。幸い、数多くの学者が、われわれの趣旨に賛同され、執筆を快諾された。……」

あの時から十年余。この本が民法を学ぶ多くの人たちからよき伴侶となったと言われ、われわれもそう自負している。しかし、この間の時の流れは社会のなかにさまざまな変化をもたらした。また、民法の分野でも注目すべき判例が出され、新しい学説が生まれてきている。そこで、われわれは、上記のような基本方針を堅持しつつ、大改訂を企画することになった。従来のものに検討を加え、新判例を追加するなど一層の充実を図った結果、一割方分量が増えたことになっている。執筆は一部を除いてほぼ従来の担当者にお願いするとともに、担当の箇所を明らかにした。多くの学者がこの本を内容ゆたかな香り高いものに仕上げて下さったことに対し、この場所を借りてお礼の言葉を申しあげる次第である。なお、この本の新版について多大の援助を与えられた有斐閣の大橋祥次郎・小林広子・堀田一弥の三氏に心から感謝の意を表する。

一九八一年一月

山 水 広 原 川 遠  
本 本 中 島 井 藤  
進 俊 重  
一 浩 雄 義 健 浩

▶ 編者紹介 (五十音順, \*印は本巻担当者)

|      |        |    |             |
|------|--------|----|-------------|
| * 遠藤 | ひろし    | 浩  | ■学習院大学法学部教授 |
| 川井   | たけし    | 健  | ■一橋大学法学部教授  |
| 原島   | しげよし   | 重義 | ■九州大学法学部教授  |
| 広中   | なかし    | 俊雄 | ■東北大学法学部教授  |
| 水本   | もとひろし  | 浩  | ■立教大学法学部教授  |
| 山本   | もとしんいち | 進一 | ■明治大学学長     |

▶ 執筆者紹介 (五十音順)

|    |       |      |     |                                |                  |
|----|-------|------|-----|--------------------------------|------------------|
| 稲本 | いなもと  | のすけ  | 洋之助 | ■1958年東京大学卒業<br>東京大学社会科学研究所助教授 | (執筆分担)<br>(第11章) |
| 遠藤 | えんどう  | ひろし  | 浩   | ■1950年東京大学卒業<br>学習院大学法学部教授     | (序論, 第1章)        |
| 岡本 | おかもと  | ひろし  | 坦   | ■1954年東京大学卒業<br>専修大学法学部教授      | (第9章, 第10章)      |
| 川井 | かわい   | たけし  | 健   | ■1953年東京大学卒業<br>一橋大学法学部教授      | (第5章, 第6章)       |
| 篠原 | しのはら  | ひろし  | 弘志  | ■1949年日本大学卒業<br>日本大学法学部教授      | (第2章)            |
| 玉田 | たまだ   | ひろたけ | 弘毅  | ■1952年明治大学卒業<br>明治大学法学部教授      | (第7章)            |
| 新田 | につた   | こうじ  | 孝二  | ■1957年中央大学卒業<br>明治学院大学法学部教授    | (第8章)            |
| 半田 | はんだ   | まさお  | 正夫  | ■1956年北海道大学卒業<br>青山学院大学法学部教授   | (第4章)            |
| 森泉 | もりいずみ | あきら  | 章   | ■1951年東北大学卒業<br>青山学院大学法学部教授    | (第3章)            |

# ◆略語

☆法令名の略語（おおむね有斐閣『六法全書』巻末の法令名略語によった）

|          |                      |       |                   |    |        |
|----------|----------------------|-------|-------------------|----|--------|
| 恩給       | 恩給法                  | 憲     | 日本国憲法             | 不登 | 不動産登記法 |
| 家審       | 家事審判法                | 小     | 小切手法              | 民訴 | 民事訴訟法  |
| 家審規      | 家事審判規則               | 戸     | 戸籍法               | 有  | 有限会社法  |
| 旧        | 民法昭和二十二年（法二二二）改正前旧規定 | 商     | 商法                | 勞基 | 労働基準法  |
| 刑        | 刑法                   | 手     | 手形法               | 勞組 | 労働組合法  |
| 民        | ドイツ民法                | 民     |                   |    |        |
| ☆判例引用の略語 |                      |       |                   |    |        |
| 区判       | 区裁判所判決               | 高民    | 高等裁判所判例集（民事）      |    |        |
| 控判       | 控訴院判決                | 東高民時報 | 東京高等裁判所民事判決時報     |    |        |
| 高判       | 高等裁判所判決              | 裁判集民  | 最高裁判所裁判集（民事）      |    |        |
| 最（大）判    | 最高裁判所大法廷判決           | 裁判例   | 大審院裁判例            |    |        |
| 最判       | 最高裁判所判決              | 新聞    | 法律新聞（戦前のもの）       |    |        |
| 大決       | 大審院決定                | 新聞    | 法学新報（中央大学）        |    |        |
| 大判       | 大審院判決                | 判時    | 判例時報              |    |        |
| 大（連）判    | 大審院連合部判決             | 判タ    | 判例タイムズ            |    |        |
| 地判       | 地方裁判所判決              | 評論    | 法律評論全集            |    |        |
| 下民       | 下級裁判所民事裁判例集          | 法学    | 法学（東北大学）          |    |        |
| 判録       | 大審院判決録（刑事）           | 民集    | 大審院（最高裁判所）判例集（民事） |    |        |
|          |                      | 民録    | 大審院判決録（民事）        |    |        |



田中 実編

不動産法概説(1)

—民法篇—  
荒 秀・小高 剛編

不動産法概説(2)

—行政法規篇—  
鈴木緑弥著

根抵当法の問題点

谷口知平・植林 弘著

損害賠償法概説

五十嵐 清・田宮 裕著

名誉とプライバシー

野村好弘著

自動車事故の民事判例

野村好弘著

医療事故の民事判例

野村好弘著

名誉侵害の民事判例

野村好弘著

学校事故の民事判例

野村好弘著

公害の判例

野村好弘著

日照の判例

太田武男著

夫婦の法律

△第三版△  
太田武男・久貴忠彦著

親子の法律

△新版△  
太田武男著

\* 相続の法律

久貴忠彦著

判例特別縁故者法

服部榮三・北沢正啓編

商 法

△改訂版△  
大隅健一郎・大森忠夫編

商 法 概 説(1)

—序論・総則・会社法—  
大隅健一郎・大森忠夫編

商 法 概 説(2)

—商行為・手形小切手等—  
上柳克郎・北沢正啓他編

商法総則・商行為法

—商法講義1—  
上柳克郎・北沢正啓他編

会 社 法(1)

—商法講義2—  
上柳克郎・北沢正啓他編

会 社 法(2)

—商法講義3—  
上柳克郎・北沢正啓他編

手形法・小切手法

三戸岡道夫著

株式会社法入門

△改訂版△  
河本一郎著

約束手形法入門

△第3版△  
上柳克郎・中西正明編

商 法 判 例(1)

—総則・会社法—  
上柳克郎・中西正明編

商 法 判 例(2)

—商行為・手形小切手等—  
今井 宏・神崎克郎他著

コンメンタール会社法(1)

—総則・設立・新株発行—  
今井 宏・神崎克郎他著

コンメンタール会社法(2)

—会社法の計算・有限会社—  
中田淳一編

民事訴訟法概説(1)

—判決手続—  
中田淳一編

民事訴訟法概説(2)

—強制執行手続—  
青山善充・伊藤 真他著

破 産 法 概 説

藤木英雄著

平場安治・井上正治他編

刑法 概 説(1)

—総 論—  
平場安治・井上正治他編

刑 法 概 説(2)

—各 論—  
福田 平・大塚 仁他編

刑 法

(1) 総 論 1 (3) 各 論 1  
(2) 総 論 2 (4) 各 論 2  
(5) 各 論 3

福田 平・大塚 仁著

刑法の基礎知識(1)

—総 論—  
福田 平・大塚 仁著

刑法の基礎知識(2)

—各 論—  
西原春夫・藤木英雄他編

刑 法

(1) 総 論の (4) 各 論の  
(2) 重要問題1 (5) 重要問題2  
(3) " 3 (6) " 3 2

藤木英雄編

教材刑法入門

平場安治・宮内 裕編

学説・判例刑法案内

△新版△  
西原春夫・大谷 実編

刑法二〇〇題

藤木英雄著

経済取引と犯罪

藤木英雄・土木武司他著

刑事訴訟法入門

松尾浩也・田宮 裕著

刑事訴訟法の基礎知識

—質問と解答—  
菊田幸一著

少年 法 概 説

阿部純二・齊藤誠二他著

刑事政策入門

佐藤晴夫・森下 忠編

犯罪者の処遇

有泉 亨編

労働 法 概 説

△新版△  
菊池勇夫・林 迪編

労働 法 大 意

△改訂版△  
片岡 昇著

労働 法(1)

—総論・労働団体法—  
片岡 昇著

労働 法(2)

—同(2)・労働者保護法—

外尾健一著  
労働法入門

佐藤進・高沢武司編  
児童福祉法50講

小田滋・石本泰雄他編  
現代国際法

小辞典シリーズ

窪田隼人・本多淳亮他著  
労働法の基礎知識

小野昌延著  
不正競争防止法概説

香西茂・太寿堂鼎他著  
国際法概説

伊藤正己・阿部照哉他編  
憲法小辞典

青木宗也・片岡昇他編  
労働法判例

紋谷暢男著  
無体財産権法概論

沢木敬郎著  
国際私法入門

阿部齊・内田満編  
現代政治学小辞典

外尾健一・花見忠編  
教材労働法入門

紋谷暢男編  
特許法50講

藤田勇・中山研一他著  
\*ソヴィエト法概論

吉野昌甫編  
\*貿易為替小辞典

中山和久・深山喜一郎他著  
コンメンタール労働組合法

紋谷暢男・吉原省三著  
\*商標法概説

篠原一・永井陽之助編  
現代政治学入門

降旗武彦・岡本康雄他編  
\*経営学小辞典

花見忠編  
労働基準法50講

小野昌延著  
\*商標法入門

篠原一・永井陽之助編  
現代政治学入門

浜島朗・竹内郁郎他編  
社会学小辞典

下井隆史・水野勝他著  
コンメンタール労働基準法

紋谷暢男編  
商標法50講

勝田吉太郎・山崎時彦編  
政治思想史入門

大山正・藤永保他編  
心理学小辞典

花見忠・保原喜志夫編  
労災補償・安全衛生50講

紋谷暢男編  
意匠法25講

加藤一明・加藤芳太郎他著  
行政学入門

—以下逐次刊行—

久保敬治著  
労使間の交渉手続

紋谷暢男編  
\*パリ条約・特許協力50講

齊藤孝編  
国際関係論入門

—以下逐次刊行—

西原道雄編  
社会保障法

半田正夫・紋谷暢男編  
\*著作権法50講

中村英勝著  
イギリス議会史

—以下逐次刊行—

佐藤進編  
社会保障法判例

△新版▽

△新版▽

△新版▽

# 目次

## 序

|           |    |
|-----------|----|
| 論         | 一  |
| 1 民法の意義   | 一  |
| 2 民法の法源   | 四  |
| 3 民法の指導原則 | 二  |
| 4 民法の効力   | 一五 |
| 5 民法の解釈   | 一七 |
| 6 民法上の権利  | 三  |

△細目次▽（括弧内の数字は通し番号を示す）

- ◆民法は私法の一般法である（1） 民法の実質的意義（2） 民法と商法等との関係（3）
- ◆民法の法源とはどういう意味か（4） 民法典（5） 民法典以外の特別法（6） 慣習民法（7） 判例民法（8） 条理（9）
- ◆民法の指導原則とは何か（10） 所有権絶対の原則とその反省（11） 契約自由の原則とその反省（12） 過失責任の原則とその反省（13）
- ◆時に關する効力（14） 人に關する効力（15） 場所に関する効力（16）
- ◆民法の解釈とは（17） 解釈の方法・技術（18） 民法の解釈指導基準（二条ノ二）（19）
- ◆私権総説（20） 私権の種類（21） 私権の公共性総説（22） 一条一項（23） 一条二項―信義

|     |                 |   |
|-----|-----------------|---|
| 第1章 | 民法総則の内容およびその通則性 | 三 |
| 第2章 | 人               | 四 |
| 1   | 序説              | 四 |
| 2   | 権利能力            | 五 |
| 3   | 意思能力と行為能力       | 四 |
| 4   | 住所              | 五 |
| 5   | 不在者の財産管理および失踪宣告 | 五 |
| 第3章 | 人               | 五 |

|                |                |             |
|----------------|----------------|-------------|
| 則(24)          | 一条三項—権利の濫用(25) | 一条一         |
| 項・二項・三項の關係(26) | 私権の実現(27)      |             |
| ◆総則編の内容(28)    | 総則編の通則性(29)    |             |
| ◆權利の主体(30)     | 課題(31)         |             |
| ◆原則(32)        | 胎児(33)         | 死亡総説(34)    |
| 亡(35)          | 認定死亡(36)       | 同時死亡の推定(37) |
| 外国人(38)        |                |             |
| ◆意思理論(39)      | 意思能力(40)       | 行為能力(41)    |
| 無能力者制度総説(42)   | 未成年者(43)       | 禁           |
| 治産者(44)        | 準禁治産者(45)      | 無能力者の相      |
| 手方の保護(46)      | 催告権(47)        | 取消権の否定      |
| (48)           |                |             |
| ◆課題(49)        | 住所(50)         | 居所・仮住所(51)  |
| ◆不在者の財産管理(52)  | 失踪宣告(53)       |             |

|     |          |    |
|-----|----------|----|
| 1   | 序 説      | 空  |
| 2   | 法人の種類    | 充  |
| 3   | 法人の設立    | 六  |
| 4   | 法人の能力    | 八  |
| 5   | 法人の機関と監督 | 五  |
| 6   | 法人の消滅    | 一三 |
| 7   | 外国法人     | 一六 |
| 第4章 | 物        | 一八 |
| 1   | 物の意義と分類  | 一八 |

|   |                                                                                                                |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ | 法人の意義および本質 (54)                                                                                                |
| ◆ | 社団法人と財団法人 (55)    財団法人と信託 (56)<br>公益法人・営利法人・中間法人 (57)    権利能力<br>なき社団・組合 (58)    私法人と公法人 (59)<br>法人格否認の法理 (60) |
| ◆ | 法人設立の諸主義 (61)    公益社団法人の設立 (62)<br>公益財団法人の設立 (63)    社団・財団法人名称<br>使用の禁止 (64)                                   |
| ◆ | 序説 (65)    法人の権利能力 (66)    法人の行為<br>能力 (67)    法人の不法行為能力 (68)    企業責<br>任の企業体的構成 (69)                          |
| ◆ | 序説 (70)    理事 (71)    監事 (72)    社員総<br>会 (73)    社員の地位 (社員権) (74)    法人の<br>監督 (75)                           |
| ◆ | 消滅の意義 (76)    解散事由 (77)    清算 (78)<br>外国法人の意義 (79)    外国法人の権利能力 (80)<br>外国法人の登記 (81)                           |
| ◆ | 物の意義 (82)    物の個数 (83)    物の分類 (84)                                                                            |

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 第6章 意思表示               | 1   |
| 1 序 説                  | 一四四 |
| 2 動産と不動産               | 二二  |
| 3 主物と従物                | 二八  |
| 4 元物と果実                | 二九  |
| 第5章 法律行為総説             | 三   |
| 1 序 説                  | 三   |
| 2 法律行為の解釈              | 三五  |
| 3 法律行為と強行規定および<br>公序良俗 | 三九  |

|                   |                     |                  |                |
|-------------------|---------------------|------------------|----------------|
| ◆土地 (85)          | 定着物 (86)            | 動産 (87)          | 區別<br>の意味 (88) |
| ◆主物・従物 (89)       | 両者の關係 (90)          |                  |                |
| ◆元物・果実 (91)       | 果実の帰属 (92)          |                  |                |
| ◆法律行為の意義 (93)     | 法律行為の種類・態様等<br>(94) | 準法律行為 (95)       |                |
| ◆法律行為の解釈の意義 (96)  | 真意の探究 (97)          | 信義則と条理 (98)      | 事実たる慣習 (99)    |
| ◆任意規定 (101)       | 任意規定 (101)          |                  | 例文             |
| ◆法律行為の自由と限界 (102) | 強行規定 (103)          | 取締規定 (104)       | 脱法行為 (105)     |
|                   |                     |                  | 公序良俗 (106)     |
| ◆意思表示の意義 (107)    | 意思主義と表示主義 (108)     | 明示・黙示の意思表示 (109) | 意思欠缺と瑕疵あ       |

## 第7章 代理

|   |            |    |
|---|------------|----|
| 2 | 意思の欠缺      | 一七 |
| 3 | 瑕疵ある意思表示   | 一四 |
| 4 | 意思表示の到達と受領 | 一六 |
| 1 | 序説         | 一三 |
| 2 | 代理権        | 一八 |
| 3 | 代理行為       | 一九 |
| 4 | 無権代理       | 二四 |

|               |       |
|---------------|-------|
| る意思表示         | (110) |
| ◆心裡留保         | (111) |
| 虚偽表示          | (112) |
| 錯誤の意義         | (113) |
| 錯誤の分類         | (114) |
| 錯誤の効果         | (115) |
| 錯誤と詐欺との関係     | (116) |
| 錯誤と売主担保責任との関係 | (117) |
| 錯誤と和解の効果との関係  | (118) |
| ◆詐欺           | (119) |
| 強迫            | (120) |
| ◆意思表示の到達      | (121) |
| 公示による意思表示     | (122) |
| 意思表示の受領       | (123) |
| ◆代理の意義        | (124) |
| 代理と類似の制度      | (125) |
| 任             |       |
| 意代理と法定代理      | (126) |
| 復代理           | (127) |
| ◆代理権の発生       | (128) |
| 代理権の範囲と制限     | (129) |
| 代理権の消滅        | (130) |
| ◆顕名主義         | (131) |
| 代理人の能力        | (132) |
| 代理行為          |       |
| の効果           | (133) |
| ◆序説           | (134) |
| 表見代理          | (135) |
| 狭義の無権代理       | (136) |

# 第8章 無効および取消

## 1 序説

## 2 無効

## 3 取消

# 第9章 条件および期限

## 1 序説

## 2 条件

## 3 期限

# 第10章 期間

◆法律行為の効力 (137)

◆無効の意味と態様 (138) 無効をいつまで主張できるか (139) 無効行為の追認 (140) 無効行為の転換 (141)

◆取消 (142) 取消の当事者 (143) 取消の効果 (144) 取り消しうべき法律行為の追認 (145) 法定追認 (146) 取消権の存続期間 (147)

◆法律行為の附款とは (148)

◆条件の意義 (149) 有効要件 (150) 条件附權利—期待権 (151) 条件の成就 (152) 条件附權利

◆意義 (153) 期限に親しまない行為 (154) 期限附權利 (155) 期限の到来 (156) 期限の利益 (157)

◆意義 (158) 期間の計算方法 (159)